

- 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005007号)

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>社援発第1005007号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正</p> <p>省 略</p> <p>一部改正 社援発0913第2号 令和6年9月13日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等 の取扱いについて</p>	<p>社援発第1005007号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正</p> <p>省 略</p> <p>第十三次改正 社援発0726第17号 令和5年7月26日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等 の取扱いについて</p>

改 正 後	現 行
<p>標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成16年12月6日雇児発第1206010号、社援発第1206021号、老発第1206002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p>	<p>標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成16年12月6日雇児発第1206010号、社援発第1206021号、老発第1206002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p>

改 正 後	現 行
<p>第1 スプリンクラー設備</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 対象施設 (略)</p> <p>3 国庫補助基準単価 1㎡当たり <u>25,200円</u>とする。ただし、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は1㎡当たり <u>48,100円</u>とする。 また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。 なお、<u>女性相談支援センター一時保護所</u>及び<u>女性自立支援施設</u>にあつては、交付要綱の別表4-5に定める額とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1 スプリンクラー設備</p> <p>1 対象事業 (略)</p> <p>2 対象施設 (略)</p> <p>3 国庫補助基準単価 1㎡当たり <u>23,400円</u>とする。ただし、入所施設であって、延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の場合は1㎡当たり <u>44,500円</u>とする。 また、スプリンクラー設備等を設置するにあたり、水道口径や水圧が不十分である場合等に、パッケージ型の消火ポンプユニット等を設置する場合には、1施設当たり3,090,000円を加算する。 なお、<u>婦人相談所一時保護所</u>及び<u>婦人保護施設</u>にあつては、交付要綱の別表4-5に定める額とする。</p> <p>(以下略)</p>